



南 顧問官

菅原 顧問官

潮 顧問官

深井 顧問官

二上 顧問官

三土 顧問官

伊澤 顧問官

池田 顧問官

國務大臣

賀屋大藏大臣

岸 商工大臣

説明員

森山法制局長官

入江法制局參事官

長村法制局參事官

秋永企畫院第一部長

迫水企畫院書記官

谷口大藏次官

山際大藏省銀行局長

原口大藏省為替局長

山田專賣局長官

森永大藏書記官

舟山大藏書記官

坂口大藏書記官

深澤大藏書記官

吉田商工書記官

木下商工書記官

石田商工書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

(午後一時四十分開會)

石塚委員長開會ヲ宣ス

賀屋大藏大臣ヨリ本案ノ大綱ニ付説明アリ

南委員先ヅ本案ノ理由ヲ訊シタル後臨時議會

開會ヲ目前ニシテ本案ノ經費ヲ豫備金支出ニ仰

カントスルハ不都合ナリトシ更ニ簡易保險ヲ一般保

險ト同様大藏省ニ移管セザル理由ヲ問ヒタルニ對シ

賀屋大藏大臣ヨリ本案ノ目的ハ金融行政ノ一元化  
ヲ圖之シガ爲ナル旨、之ヲ豫備金支出ニ仰ガントスル  
ハ空襲保險ノ實施等ニ關シ戰時急ヲ要スル旨  
簡易保險ハ一般官營保險ニ比シ社會政策的色彩  
薄ク其ノ蓄積額大ニシテ資金統制上考慮ヲ要ス  
ルモノアルニ由リ其ノ中央事務ノ移管ニ付テハ將來  
研究ヲ遂グベキ旨ノ答辯アリ

菅原委員ヨリ大藏省官制案第一條中保險ノ  
範圍ヲ問ヒ賀屋大藏大臣ヨリ保險業法ニ規定ス  
ル保險ノ範圍ト同一ナル旨岸商工大臣ヨリ大藏

省ヲ一般ノ保險ニ關スル行政官廳トスル意味ナル旨  
ノ答辯アリ同委員ハ尚臨時職員設置制ノ整理  
ニ付訊シ森山法制局長官ヨリ辯明アリ

潮委員ヨリ顧問參與ノ制ノ運用ニ付訊ス所アリ  
森山法制局長官ヨリ活用スベキハ活用シテ不要ノモ  
ノハ之ヲ整理スベク研究ヲ遂グベキ旨ノ答辯アリ  
深井委員ヨリ政府ハ預金支拂ヲ制限セズ之ガ爲  
必要アルニ於テハ資金ノ供給ヲ保障スル趣ナルガ其  
ノ具體的方法如何トノ質問アリ賀屋大藏大臣ヨ  
リ預金支拂ニ必要アル場合日本銀行ヲシテ資金ノ

供給ヲ為サシメ日本銀行ニ對シテハ其ノ損失ヲ保障スベク又空襲等ニ因リ取引銀行損傷ヲ蒙リ預金ノ支拂ヲ受ケ得ザル場合ハ他ノ銀行ヨリ一回ニ付百圓以下月ニ三百圓以下ヲ限リ支拂ヲ受ケ得ルコトトシ相互ノ銀行ニ於テ決濟セシメ若シ損失アルトキハ政府之ヲ保障セントスル旨ノ説明アリ

二上委員ヨリ樞密院諮詢事項ノ勅定範圍ニ苟クモ各省權限ノ變更ニ關スル勅令ハ總テ樞密院ニ諮詢スベキモノト定メラレ從テ外尙ニ於ケル權限ノ變更モ正ニ然ルベシトシ酒精ノ專賣ハ大藏省ヨ

リ商工省ニ移管スルニ酒ニ關シテハ生産配給消費ニ至ル迄大藏省ノ所管トセラルル所以ヲ訊シタルニ對シ賀屋大藏大臣ヨリ財政收入ノ觀點ヨリ現制ヲ可トスル旨ノ答辯アリ

三上委員ヨリ本案ノ審議ヲ急ク理由ヲ問ヒタルニ對シ賀屋大藏大臣ヨリ大藏省所管ノ下ニ空襲保險ノ制定ヲ急ガントスルニ由ル旨ノ答辯アリ

伊澤委員ハ各廳ノ委員會ノ制ハ寧ロ弊害多キニ依リ更ニ整理スベキ旨所見ノ開陳アリ

原議長ヨリ工業品ノ生産配給及消費ニ關係ナ

ク單ニ工業ノ發達ヲ圖ルヲ目的トスル法人ニ對シ  
認可ヲ與フベキ主務大臣及其ノ官制上ノ根據  
ヲ問ヒタルニ對シ森山法制局長官ヨリ右ハ商工省  
官制中工業品ノ生産、配給及消費ニ關スルモノ  
トシ商工大臣之ニ當ルモノト解スル旨ノ答辯アリ  
石塚委員長ハ以上ヲ以テ質問終了ト認メ大臣及  
説明員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ儘  
可決スベキ旨全會一致ヲ以テ議決シ審査報告ノ

作成ハ委員長一任ニ決ス

仍テ石塚委員長ハ閉會ヲ宣ス

(午後五時閉會)

16

遞信省官制中改正ノ件外六件審査委員會

昭和十六年十二月十五日(月曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

原 議長

鈴木 副議長

審査委員長

有馬 顧問官

審査委員